

龍ヶ崎市防災会議委員 各位

龍 ヶ 崎 市 防 災 会 議
会 長 萩 原 勇
(公 印 省 略)

令和4年度第1回「龍ヶ崎市防災会議」書面表決の結果について(通知)

春暖の候、貴殿におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。
日頃より、龍ヶ崎市の防災行政につきまして、特段のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、令和4年度第1回龍ヶ崎市防災会議につきまして、委員の皆さまより書面審議回答書をご提出いただきました。その結果について下記のとおりご報告いたします。

記

1. 書面表決結果

【会議開催日(書面議決日)】 令和5年3月20日(月)

【議案】 議案第1号 龍ヶ崎市地域防災計画【地震災害対策計画編】の承認について

【回答者数】 委員39名のうち、39名が回答(回答率100%)

【回答】 承認39名, 不承認0名

(意見)

- ・ 一部修正(別紙のとおり)
⇒修正を反映いたしました

2. 議案の可決について

議案は過半数以上の承認をもって可決されました。

3. その他

承認後の計画については、令和5年4月以降に龍ヶ崎市公式ホームページ(安全・安心>消防・防災・国民保護>災害全般>計画・施策)に掲載いたします。

【連絡先】

〒301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710番地
龍ヶ崎市危機管理課 防災対策グループ担当:川嶋
TEL 0297-64-1111(内線350)
FAX 0297-60-1583
E-Mail kiki@city.ryugasaki.lg.jp

龍ヶ崎市地域防災計画（地震災害対策計画編） 追加修正表

頁番号	記 載 内 容	
	旧	新
p 17	<p>② 市災害対策本部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置の根拠 災害対策基本法第 23 条の 2 ・所掌事務 市地域防災計画の定めによる市域の災害予防及び災害応急対策の実施 ・組織 龍ヶ崎市災害対策本部組織図による。 	<p>② 市災害対策本部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置の根拠 災害対策基本法第 23 条の 2 ・所掌事務 市地域防災計画の定めによる市域の災害予防及び災害応急対策の実施 ・組織 龍ヶ崎市災害対策本部組織図による。 <p><u>※令和 5 年度の組織機構改正に伴う災害対策本部組織等の反映については、各部課等の配置人数が確定後、対応予定。</u></p>
p 54	茨城県保健福祉部	茨城県保健医療部
p 75	<p>第 1 職員参集・動員</p> <p>市は、龍ヶ崎市市内において地震災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に進めるための体制を直ちに整える必要がある。地震発生直後、予め定められた職員は勤務時間内、時間外を問わず速やかに参集し、所定の業務に当たるものとする。</p>	<p>第 1 職員参集・動員</p> <p>市は、龍ヶ崎市市内において地震災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に進めるための体制を直ちに整える必要がある。地震発生直後、予め定められた職員は勤務時間内、時間外を問わず速やかに参集し、所定の業務に当たるものとする。</p> <p><u>※令和 5 年度の組織機構改正に伴う災害対策本部組織等の反映については、各部課等の配置人数が確定後、対応予定。</u></p>
p 134	県保健福祉部	県保健医療部
p 197	<p>(3) 電気事業</p> <p><u>【東京電力パワーグリッド(株) (竜ヶ崎支社)】</u></p> <p><u>原則として災害救助法適用地域の被災者が対象。関東経済産業局の許可が必要。</u></p> <p>1) <u>電気料金の早収期間及び支払い期限の延伸</u></p>	<p>(3) 電気事業</p> <p><u>災害救助法適用地域の被災者に対し、経済産業大臣の認可を得て、特別措置を行うことがある。</u></p> <p><u>【小売電気事業者】</u></p> <p>1) <u>電気料金の早収期間及び支払い期限の延伸</u></p>

	<p>2) 不適用月の基本料金の免除</p> <p>3) 建て替え等に伴う工事費負担金の免除（被災前と同一契約に限る）</p> <p>4) 仮設住宅等での臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除</p> <p>5) 被災により使用不能となった電気施設分の基本料金の免除</p> <p>6) 被災により1年未満で廃止又は減少した契約の料金精算の免除</p> <p>7) 被災に伴う引込線・メーター類の取付け位置変更のための諸工料の免除</p>	<p>2) 不適用月の基本料金の免除</p> <p>3) 被災により使用不能となった電気施設分の基本料金の免除</p> <p>4) 被災により1年未満で廃止又は減少した契約の料金精算の免除 【東京電力パワーグリッド株式会社（竜ヶ崎支社）】</p> <p>1) 建て替え等に伴う工事費負担金の免除（被災前と同一契約に限る）</p> <p>2) 仮設住宅等での臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除</p> <p>3) 被災に伴う引込線・メーター類の取付け位置変更のための諸工料の免除</p>
p 205	県（保健福祉部）	県（保健医療部）
p 206	県（保健福祉部）	県（保健医療部）

龍ヶ崎市地域防災計画（地震災害対策資料編） 追加修正表

頁番号	記 載 内 容	
	旧	新
p 49	地域ブロック	防災ブロック
p 49	安全装置のあるガスメータ	安全機能のあるガスメータ
p 63	一般ガス事業又は簡易ガス事業で	一般ガス導管事業又はガス小売事業で